

●表1 水道事業会計予算

区分	予算額
収益的	収入 18億4,836万円
	支出 16億6,222万円
	収支差額 1億8,614万円
資本的	収入 10億3,475万円
	支出 18億1,462万円
	収支差額 △7億7,987万円

●表2 水道事業計画

区分	数値
給水人口(人)	67,851
給水件数(件)	27,883
年間総給水量(m ³)	7,360,000

●表3 下水道事業会計予算

区分	予算額
収益的	収入 22億63万円
	支出 22億62万円
	収支差額 1万円
資本的	収入 13億7,293万円
	支出 18億9,826万円
	収支差額 △5億2,533万円

●表4 下水道事業計画

区分	数値
接続戸数(戸)	18,009
年間総排水量(m ³)	4,625,800

※1 収益的収支
施設の運転・管理・修繕など、事業を経営するための経費とその財源
※2 資本的収支
施設を建設・整備するための経費とその財源
※3 純利益または純損失
消費税および地方消費税額を除く収支差額
※4 減価償却費
施設などの資産価値の目減り分を毎年の費用として計上したもの
※5 損益勘定留保資金
減価償却費など実際の現金支出を伴わない自己財源



安心して使える水は私たちの生活に欠かせません

安全・安心な 水環境を目指して

水道・下水道事業では、水道料金や下水道使用料などを基に、水道水の安定供給と適正な汚水処理を行っています。今月号では、各事業ごとの令和3年度予算をお知らせします。

令和3年度水道・下水道事業会計予算

令和3年度水道事業会計予算

令和3年度下水道事業会計予算

水道事業会計の予算は、施設の維持管理など、事業を經營するための「収益的収支」と、施設を整備するための「資本的収支」で編成しています。収益的収支と資本的収支の取り替えなどの経費が含まれています。収益的収支は、本年度の事業計画(表2)を基に編成しており、収支差額は1億8,611万円で、古くなつた水道管の改築や、西川浄水場の改築による収益的収支と資本的支出には、西川浄水場の改築や、古くなつた水道管の取り替えなどの経費が含まれています。

下水道事業会計の予算も「収益的収支」と「資本的収支」で編成しており、収益的収支と資本的収支の予算額は表3の通りです。資本的支出には、内水排水処理施設の整備費用も含まれています。



安全・安心な水を届けています(西川浄水場前処理施設)

収益的収支は、本年度の事業計画(表4)を基に編成し、年間総排水量はほぼ同額で、1275万円の純損失を見込んでいますが、支出の中には、現金支出しを伴わない減価償却費などが含まれていますので、資金不足となるものではありません。

資本的収支の不足額5億2,533万円は、減価償却費などから生じる損益勘定留保資金などで補てんする予定です。今後も水道・下水道事業の経営健全化や計画性・透明性の確保に努めています。

●令和3年度個人市・県民税のお知らせ

あなたの税が暮らしを支えています

税務課☎(88)9124



市税は、まちづくりを進めていく上で大切な財源です。医療・福祉、学校教育、環境衛生、道路や上下水道の整備など、身近な公共サービスを提供するために、市税は大きな役割を果たしています。今月号では、皆さんの暮らしを支える個人市・県民税についてお知らせします。

税額は均等割額と所得割額の合算

個人の市・県民税は、下の図のとおり、均等割額と所得割額を合算して算出します。市への行政サービスに要する経費の一部を皆さんのが均等に負担するものが均等に負担するものとされ、社会保険料控除額などを差し引いた金額(課税所得金額)に税率10%を乗じたものが前年の所得金額から、社会保険料控除額などを差し引いた金額(課税所得金額)に税率10%を乗じたものとされます。

課税基準日は1月1日

令和3年度の納税義務者は、令和2年1月1日から12月31日までに一定の所得があつた人で、令和3年1月1日は、市外在住で市内に事業所や家屋などを持っている人です。

給与からの特別徴収

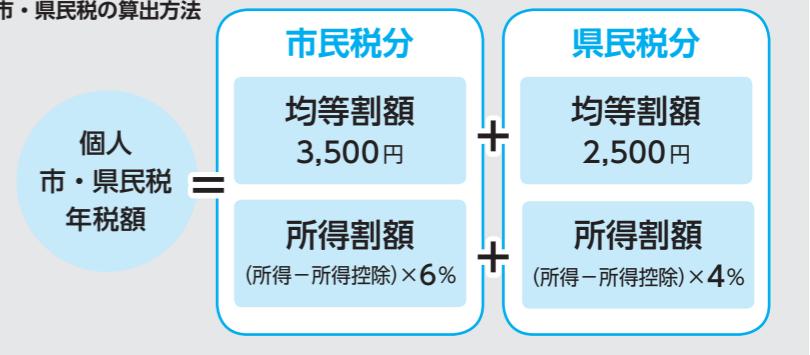
会社などの徴収義務者が、個人市・県民税を給料から差し引いて納めます。法令で定めた特別徴収と普通徴収の対象者は、令和3年4月1日在、65歳以上の公的年金受給者で前年の年金所得に納税義務がある人

公的年金からの特別徴収

農業や自営業の人、給与や年金から市・県民税を差し引きできない人は、年4回(6月・8月・10月・1月)それぞれ、納付書や口座振替で納期までに納めます。

普通徴収

※納付方法など、詳しくは税務課にお問い合わせください。



令和3年度固定資産税の課税スケジュールが変わります

2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震の被災者への配慮と災害対応のため、例年5月上旬に発送している納税通知書は7月上旬に発送します。これに伴い、第1期分・2期分の納期限が次のとおり変更になります。

期別	変更前	変更後
第1期	5月31日(月)	8月2日(月)
第2期	8月2日(月)	9月30日(木)

固定資産に関する証明書の交付、閲覧の開始日 6月1日(火)

固定資産に関する縦覧期間 6月1日(火)~8月2日(月)

税務課☎(88)9125